

介護老人福祉施設 煌奏館
利用料金のご案内

令和6年8月1日

＜施設サービス費＞

(1日あたりの単位数)

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費		670	740	815	886	955
加 算	看護体制加算【Ⅰ】ロ	4				
	看護体制加算【Ⅱ】ロ	8				
	夜勤職員配置加算【Ⅱ】ロ	18				
	個別機能訓練加算【Ⅰ】	12				
	栄養マネジメント強化加算	11				
	サービス提供体制強化加算【Ⅲ】	6				
	口腔衛生管理加算【Ⅰ】	90/月				
	個別機能訓練加算【Ⅱ】	20/月				
	協力医療機関連携加算	100/月				
	介護職員処遇改善加算【Ⅲ】	82	90	99	107	115
基本料金と上記の加算合計の11.3%となります。(小数点は以下は四捨五入)						
1日あたりの合計		811	889	973	1,052	1,129

※福岡市は5級地で1単位あたり10.45円になりますので上記の合計×10.45が保険請求額となり、うち負担割合証の割合分が利用者負担額となります。

※口腔衛生管理体制加算および個別機能訓練加算【Ⅱ】は1月あたりの単位数のため、1日あたりの合計には含まれておりません。

＜居住費・食費＞

(1日あたりの利用料)

居 住 費	第1段階	880 円/日 →
	第2段階	880 円/日 →
	第3段階	1,370 円/日 →
	第4段階	1,950 円/日
食 費	第1段階	300 円/日
	第2段階	390 円/日
	第3段階①	650 円/日
	第3段階②	1,360 円/日
	第4段階	1,445 円/日

1ヶ月(31日)あたりの利用料金目安

(単位:円)

1割負担		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合 計	第1段階	26,492	38,319	41,040	43,600	46,094
	第2段階	38,582	41,109	43,830	46,390	48,884
	第3段階①	46,642	49,169	51,890	54,450	56,944
	第3段階②	68,652	71,179	73,900	76,460	78,954
	第4段階	131,737	134,264	136,985	139,545	142,039

2割負担		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合計	第4段階	158,229	163,282	168,725	173,843	178,832

3割負担		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合計	第4段階	184,721	192,301	200,465	208,143	215,626

※第1段階から第4段階は、介護保険負担限度額を表します。介護保険負担限度額認定証につきましては区役所への申請が必要です。

※居住費は入院・外泊された場合、7日目以降は介護保険負担限度額に関係なく第4段階(1,950円)となります。

※利用料金は、要介護度・介護保険負担限度額によって異なります。又、配置基準、制度改正により変更になる場合がございますので、ご了承ください。

※その他の各種加算料金

初期加算	30単位/日	入所した日及び30日を超える入院後に退院した日から起算して30日以内
個別機能訓練加算 ※(Ⅰ)(Ⅱ)併算可	(Ⅰ) 12単位/日	機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、個別機能計画に基づき計画的に行った機能訓練について算定する。
	(Ⅱ) 20単位/月	個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している入居者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。
栄養マネジメント強化加算	11単位/日	○管理栄養士を入居者50で除して得た数以上配置。 ○低栄養状態のリスクが高い入居者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い食事の観察(ミールラウンド)を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施する。 ○低栄養状態のリスクが低い入居者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること。 ○入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
療養食加算	6単位	医師の指示による特別食を提供する場合(1食につき)
外泊時費用	246単位	1月あたり6日を限度として所定単位数に代えて算定する(1日につき)
口腔衛生管理加算	(Ⅰ) 90単位/月	口腔の健康の維持を図り、自立した日常生活を営む事ができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた管理を計画的に行う。 ※歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対し、口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施。
	(Ⅱ) 110単位/月	加算(Ⅰ)に加え、口腔衛生の管理に係る計画内容を厚生労働省に提出し、口腔衛生管理に当たって、口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
安全対策体制加算	20単位/月	施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている。(入居時に1回のみ算定)
看取り介護加算【Ⅰ】	144単位	死亡日以前4日以上30日以下(1日につき)
	680単位	死亡日の前日及び前々日(1日につき)
	1280単位	死亡日
サービス提供体制強化加算【Ⅲ】	6単位	入所者に直接サービス提供する職員総数のうち勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上(1日につき)
退所時情報提供加算	250単位	入所者が退所し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行う相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携すること。
協力医療機関連携加算	100単位	
	5単位	上記以外の協力医療機関と連携していること。